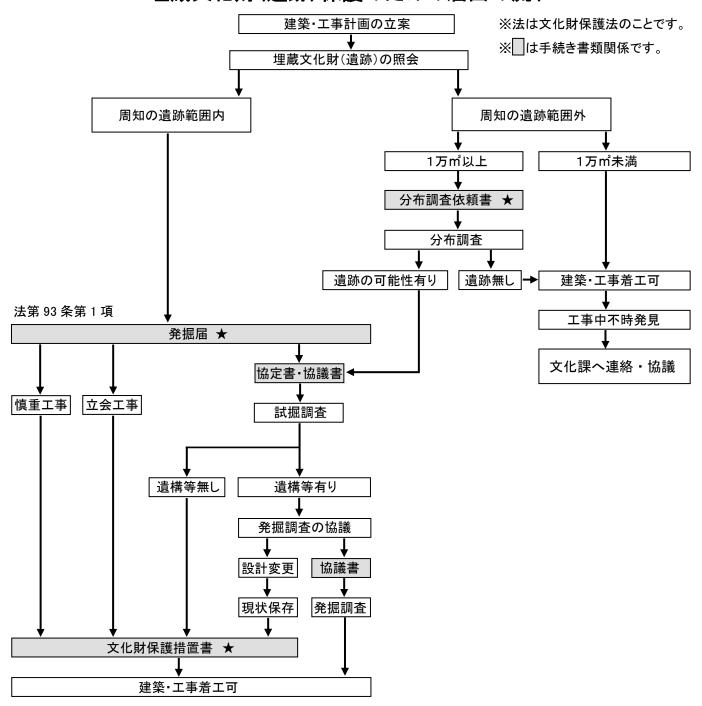
埋蔵文化財(遺跡)保護のための届出の流れ



- ※発掘届は、遺跡範囲内において工事を行う場合、必要になります。
- ※工事着手の60日前までに、1部を提出してください。
- ※発掘届には、以下の図面を添付してください。
 - (1)位置図(2)平面図(3)立面図(4)基礎伏図(5)基礎断面図(6)造成平面図(7)造成断面図
- ※申請者(開発者)と土地所有者が異なる場合は、土地所有者の承諾書の提出もお願いします。
- ※発掘届、承諾書の用紙は、窓口でお渡ししているほか、市のホームページ/市民の方へ/スポーツ・文化/文化/文化 財/各種申請書・届出書など【http://www.city.yokkaichi.lg,jp/www/genre/1000100000359/index.html】からもダウンロードできます。
- ★印の書類は、署名(法人その他の団体にあっては、代表者の署名)又は記名+押印(認印で可)をお願いします。
- ※この手続きは埋蔵文化財保護に関するものであり、それ以外の法令等に基づく手続きについては、申請者にてご確認をお願いいたします。

【問い合わせ先】 四日市市 シティプロモーション部 文化課